

別表

交付金の区分	経 費 の 内 容	交 付 額 等																				
農地維持支払 交付金	実施要綱第４の１のとおり	次の表に定める地目ごとの交付単価をそれぞれ該当する対象農用地の面積に乗じて得た金額に相当する金額の合計とする。 1 基本単価 <table><tr><th colspan="2">農地維持支払交付金の 10 アール当たりの交付単価</th></tr><tr><th>地目</th><th>交付単価</th></tr><tr><td>田</td><td>3,000 円</td></tr><tr><td>畑</td><td>2,000 円</td></tr><tr><td>草地</td><td>250 円</td></tr></table>	農地維持支払交付金の 10 アール当たりの交付単価		地目	交付単価	田	3,000 円	畑	2,000 円	草地	250 円										
農地維持支払交付金の 10 アール当たりの交付単価																						
地目	交付単価																					
田	3,000 円																					
畑	2,000 円																					
草地	250 円																					
資源向上支払 交付金（地域 資源の質的向 上を図る共同 活動）	実施要綱第４の２(1)のとおり	次の表に定める地目ごとの交付単価をそれぞれ該当する対象農用地の面積に乗じて得た金額に相当する金額の合計とする。 1 基本単価 <table><tr><th colspan="2">資源向上活動（共同）の 10 アール当たりの交付単価</th></tr><tr><th>地目</th><th>交付単価</th></tr><tr><td>田</td><td>2,400 円</td></tr><tr><td>畑</td><td>1,440 円</td></tr><tr><td>草地</td><td>240 円</td></tr></table> 2 継続地区の交付単価 <table><tr><th colspan="2">資源向上活動（共同）の 10 アール当たりの交付単価</th></tr><tr><th>地目</th><th>交付単価</th></tr><tr><td>田</td><td>1,800 円</td></tr><tr><td>畑</td><td>1,080 円</td></tr><tr><td>草地</td><td>180 円</td></tr></table> ※活動を開始してから５年を経過した対象組織については基本単価に 0.75 を乗じて得た額を交付単価とする。 3 加算単価 (1) 多面的機能の更なる増進に向けた活動	資源向上活動（共同）の 10 アール当たりの交付単価		地目	交付単価	田	2,400 円	畑	1,440 円	草地	240 円	資源向上活動（共同）の 10 アール当たりの交付単価		地目	交付単価	田	1,800 円	畑	1,080 円	草地	180 円
資源向上活動（共同）の 10 アール当たりの交付単価																						
地目	交付単価																					
田	2,400 円																					
畑	1,440 円																					
草地	240 円																					
資源向上活動（共同）の 10 アール当たりの交付単価																						
地目	交付単価																					
田	1,800 円																					
畑	1,080 円																					
草地	180 円																					

への支援

資源向上活動（共同）の10アール当たりの交付単価

地目	交付単価
田	400 円
畑	240 円
草地	40 円

※多面的機能の増進を図る活動に取り組んでいる対象組織が、事業計画に定める活動期間中に、新たに活動項目を選択し、1活動項目以上追加する場合又は新たに設立する対象組織及び多面的機能の増進を図る活動に取り組んでいない対象組織が、事業計画に定める活動期間中に多面的機能の増進を図る活動の活動項目（ただし、広報活動・農村関係人口の拡大を除く。）から2活動項目以上選択して取り組む場合に、当該活動期間中に限り上記交付単価を加算できる。

(2) 農村協働力の深化に向けた活動への支援

資源向上活動（共同）の10アール当たりの交付単価

地目	交付単価
田	400 円
畑	240 円
草地	40 円

※(1)の支援を受ける対象組織であって、次のア又はイのいずれかに該当する活動を令和5年度に行っている場合に、同年度を含む活動期間中に限り(1)の表中の単価に更に上記交付単価を加算できる。

ア 構成員のうち農業者以外の者が4割以上を占め、かつ、当該対象組織の活動に参加する構成員の個人及び団体を構成する者の合計のうち8割以上が参加する実践活動を毎年度行う場合

イ 農業者以外の者が構成員のうち4割以上を占め、かつ、役員に女性が2名以上選任されている場合で当該対象組織の活動に参加する個人及び団体の構成員の合計のうち6割以上が参加する実

実践活動を毎年度 2 種以上それぞれ別の日に
日に行う場合

(3) 水田の雨水貯留機能の強化（田んぼダム）を推進する活動への支援

資源向上活動（共同）の 10 アール当たりの 交付単価	
地目	交付単価
田	400 円

事業計画に定める活動期間中に、次のア又はイのいずれかに該当する活動を行う場合に加算できる交付単価は、上の表に定めるとおりとする。

ア 資源向上支払（共同）の交付を受ける田面積全体のうち 5 割以上において、田の雨水貯留機能の強化を目的として、大雨時の水田からの排水を調整するため、水田の落水口に排水調整板の設置等を行う場合（加算対象面積は当該活動を実施する活動組織の対象農用地面積のうち田面積全体とする。）

イ 広域活動組織にあっては、当該活動を実施する集落ごとに、資源向上支払（共同）の交付を受ける集落内の田面積全体のうち 5 割以上において、田の雨水貯留機能の強化を目的として、大雨時の水田からは排水を調整するため、水田の落水口に排水調整板の設置等を行う場合（加算対象面積は当該活動を実施する各集落の対象農用地面積のうち田面積全体の合計とする。）

(4) 環境負荷低減の取組への支援

環境負荷低減の取組の 10 アール当たりの交付単価	
区分	交付単価
長期中干し	800 円
冬期湛水	4000 円
夏期湛水	8000 円
中干し延期	3000 円
江の設置等 (作溝実施)	4000 円
江の設置等 (作溝未実施)	3000 円

事業計画に定める活動期間中に、次のアからオまでのいずれかに該当する活動を行い、取組ごとに 2 年目以降の取組面積が初年度の取組面積を下回らず、終了年度の取組面積が初年度の取組面積を上回る場合に加算できる交付単価は、上の表に定めるとおりとする。

ア 化学肥料及び化学合成農薬の使用を地域の慣行から原則として 5 割以上低減する取組（以下「5 割低減の取組」という。）と長期中干しを組み合わせた取組

イ 5 割低減の取組と冬期湛水を組み合わせた取組

ウ 5 割低減の取組と夏期湛水を組み合わせた取組

エ 5 割低減の取組と中干し延期を組み合わせた取組

オ 5 割低減の取組と江の設置等を組み合わせた取組

※多面的機能の増進を図る活動の取扱い

1、2 のいずれにおいても、多面的機能の増進を図る活動に取り組まない場合には、当該支払の交付単価に 5 / 6 を乗じて得た額を交付単価とする。

資源向上支払 交付金（施設 の長寿命化の ための活動）	実施要綱第 4 の 2 (2) のとおり	次の表に定める地目ごとの交付単価をそれぞれ該当する対象農用地の面積に乗じて得た金額に相当する金額の合計を上限とする。 <table><tr><th colspan="2">資源向上活動（長寿命化）の 10 アール 当たりの交付単価</th></tr><tr><th>地目</th><th>交付単価</th></tr><tr><td>田</td><td>4,400 円</td></tr><tr><td>畑</td><td>2,000 円</td></tr><tr><td>草地</td><td>400 円</td></tr></table> ※施設の長寿命化のための活動に対する交付金の上限額は、上の表の交付単価の欄に定める単価（直営施工を実施しない対象組織にあっては、当該単価に 5／6 を乗じて得た額）をそれぞれ該当する対象農用地の面積に乗じて得た金額に相当する金額の合計とする。ただし、令和 6 年度に資源向上活動（長寿命化）を行っている場合に、同年度を含む当該活動期間中に限り、対象組織への資源向上活動（長寿命化）に対する交付金の上限額は、事業計画に位置付けられている対象農用地について、上の表の交付単価の欄に定める単価（別紙 5 の第 3 に定める要件を満たさず、かつ直営施工を実施しない活動組織にあっては、当該単価に 5／6 を乗じて得た額）をそれぞれ該当する対象農用地の面積に乗じて得た金額に相当する金額の合計とする。なお、実施要項別紙 5 の第 3 に定める要件を満たさない活動組織の場合は、当該金額又は保全管理する区域内に存在する集落数に 200 万円を乗じて得た額のいずれか小さい額とする。	資源向上活動（長寿命化）の 10 アール 当たりの交付単価		地目	交付単価	田	4,400 円	畑	2,000 円	草地	400 円
資源向上活動（長寿命化）の 10 アール 当たりの交付単価												
地目	交付単価											
田	4,400 円											
畑	2,000 円											
草地	400 円											

組 織 の 広 域 化 ・ 体 制 強 化	実施要綱第 4 の 2 (3) のとおり	1 対象組織への組織の体制強化に対する支援として、実施要綱別紙 5 に定める広域活動組織を設立し、当該広域活動組織に複数の集落をまたいで共同活動を行う班（以下「活動支援班」という。）を設置する場合に交付できる交付額は、次の表に定めるとおりとする。 <table><tr><th colspan="2">1 組織当たりの交付額</th></tr><tr><td>広域活動組織の設立及び活動支援班の設置</td><td>40 万円</td></tr></table>	1 組織当たりの交付額		広域活動組織の設立及び活動支援班の設置	40 万円						
		1 組織当たりの交付額										
広域活動組織の設立及び活動支援班の設置	40 万円											
2 対象組織への組織の広域化・体制強化に対する支援を令和 5 年度に受けている組織に対して、同年度を含む活動期間中に限り交付できる交付額は、次の表に定めるとおりとする。また、最長 5 年間（当該活動期間中）にわたって継続的に支援することとする。 <table><tr><th>区分</th><th>交付額 (年・組織)</th><th>総額 (5 年間)</th></tr><tr><td>3 集落以上又は 50ha 以上 200ha 未満</td><td>4 万円</td><td>20 万円</td></tr><tr><td>200ha 以上 1, 000ha 未満 又は特定非営利活動法人</td><td>8 万円</td><td>40 万円</td></tr><tr><td>1, 000ha 以上</td><td>16 万円</td><td>80 万円</td></tr></table>	区分	交付額 (年・組織)	総額 (5 年間)	3 集落以上又は 50ha 以上 200ha 未満	4 万円	20 万円	200ha 以上 1, 000ha 未満 又は特定非営利活動法人	8 万円	40 万円	1, 000ha 以上	16 万円	80 万円
区分	交付額 (年・組織)	総額 (5 年間)										
3 集落以上又は 50ha 以上 200ha 未満	4 万円	20 万円										
200ha 以上 1, 000ha 未満 又は特定非営利活動法人	8 万円	40 万円										
1, 000ha 以上	16 万円	80 万円										